

## (5.1.1) 労働者名簿の作成、保管

### 美味しまねゴールド生産工程管理基準 5.1.1 より抜粋

- ① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報には守秘義務を遵守して管理している。

#### 【解説】

5.1.1は、労働力の適切な確保に関する項目です。人を雇って作業をしてもらう場合、労働基準法など、守るべき法律があります。法令を遵守した適切な手段で労働力を調達し、労働条件を提示し、納得してもらった上で、その条件通りに働いてもらい賃金を支払います。

農場で作業者を雇用する場合、労働基準法等を遵守する必要があります。**「労働者を雇う場合、労働者名簿の作成」は労働基準法で定められているので漏れなく作成しましょう。**

#### ★留意点

作業者が「労働者」にあたるのか微妙な場合や該当外となる場合があります。不明な点は労働基準監督署や社会保険労務士に相談し、適切な雇用環境を整えましょう。

例えば、同居の親族のみで運営されている場合（家族経営）は、該当外（労働者名簿不要）となります。その他の場合は、使用者（経営者）と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを中心にポイントとして労働者に相当するかを判断します。

#### 【労働者にあたるかどうかの例】 \* JGAP技術レターQ&A等参考

- 1 次の作業者は、労働者にあたる可能性が高いです。名簿作成をご検討ください。
  - 短期雇用：季節的な短期雇用者（アルバイトを含む）
  - 農事組合法人：作業者のうち、確定給与制を導入する事務員や構成員以外の者を雇用する場合
  - 農福連携：企業就労を行う者や就労継続支援A型事業所に通う者
  - 外国人労働者：外国人技能実習生を含む
- 2 次の作業者は、労働者にあたる可能性が低いです。
  - 農事組合法人：従事分量配当を受ける構成員
  - 農福連携：就労継続支援B型事業所に通う者
  - シルバー人材センター：センターと農場が労働者派遣契約や請負契約を結ぶ場合
  - 好意で作業をしてくれる知人・友人等：お礼にビール等をあげるような場合

**労働者性の判断は難しいので、不明な点は、社会保険労務士や労働基準監督署に相談されることをお勧めします。**

島根県農林水産部 産地支援課

美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011 FAX:0852-22-6036

E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <https://oishimane.com/>

